

一括発注について

1. 基本的な考え方

ファイブスター投信投資顧問株式会社では、当社が設定する投資信託に係る信託財産、並びに当社が運用する投資一任契約に係る契約資産（以下、「運用財産等」といいます。）の運用において、複数の運用財産等にまたがる有価証券の売買の注文が、同一条件（有価証券の種類及び銘柄、売買の方向、取引の種類、並びに執行する価格（価格帯を含む）が同一のものをいいます。）であるものについては、これら複数の注文を束ねて発注します（以下、「一括発注」といいます。）。これは同一銘柄の注文を一括発注することにより各運用財産等の公平を図りつつ、効果的な売買発注に資するためです。ただし、市場動向等の観点から、一括発注をすることが適切ではないと判断した場合を除きます。

2. 一括発注の対象

運用財産等の一括発注の対象となる有価証券は、取引所金融商品市場（海外を含む）及び店頭売買金融市場に上場又は登録されている有価証券とします。

3. 配分方法

一括発注において発注数量が一部出来（総約定数量が総注文数量を下回る）となった場合、原則として、以下の配分基準により各運用財産等への約定配分を行います。

- (1) $(\text{各運用財産等の発注数量}) \times (\text{総約定数量}) \div (\text{総発注数量})$ を計算し、売買単位未満は切り捨てした数量の有価証券を運用財産等に比例配分します。
- (2) (1) の売買単位未満は切り捨てした数量（残余）については、運用財産等の公平性を確保するため、予め社内ですべての方法により、各運用財産等に配分します。

4. 最良執行の基本方針

市場の状況等を鑑みて、最良執行を図るために、一括発注を分割して発注する場合があります。

5. 社内管理体制

一括発注を行うにあたっては、社内規程を整備し関係各部門に徹底するとともに、実行した結果については、チーフ・コンプライアンス・オフィサーによる検証を行います。